

新潟市

南区農業委員会

だより

第43号

令和3年12月1日発行

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 TEL (025) 372-6785・372-6791
FAX (025) 373-2285

<http://www.city.niigata.lg.jp/>(新潟市)

主な内容

- P 2 農地基本台帳経営状況等変更・償却資産
- P 3 利用権の更新手続き・農地転用について
- P 4 農業者年金



農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しました

令和3年10月29日、農地利用状況調査(農地パトロール)を行いました。7月・8月に担当区域ごとに実施した調査結果に基づき、適正に管理されていない農地や文書等による指導後、状況が改善された農地を巡回しました。

その後の検討会では、遊休農地(1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない・周辺地域と比較して利用の程度が著しく劣っている)と判断される農地については、利用意向調査を行うことを確認しました。

遊休農地に該当しない場合でも、管理が徹底していない農地に対しては、引き続き所有者・耕作者に文書等による指導を行い、遊休農地の発生防止や農地の適正管理が図られるよう働きかけていくことを確認しました。

農地台帳上の農業経営主が変わったり、お持ちの農機具を買い替えたり、廃車したときは

農地基本台帳経営状況等変更届出書

の提出をお願いします！

届け出がない場合、耕作証明に耕作面積が反映されなかったり、様々な証明書を発行できない場合があります。届出書は新潟市ホームページからダウンロードできます。ホームページアドレス <http://www.city.niigata.jg.jp/> から「農地法」で検索してください。

農地法関係の申請・届出締切日

月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日
12月	8日(水)	2日(木)	1月	11日(火)	5日(水)
		13日(火)			14日(金)
		21日(火)			25日(火)
2月	7日(月)	3日(木)	3月	9日(水)	4日(金)
		14日(月)			14日(月)
		22日(火)			24日(木)

重要 農業用の資産は償却資産申告が必要です！

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産（事業で使用している資産）も対象となっています。

償却資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ申告することが、地方税法第383条の規定により義務づけられています。

該当の資産がある場合は、毎年1月末日までに申告をお願いします。

◆農業で償却資産となる主な例

ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、自動選別計量器、保冷库、パソコン など

◆申告対象外(例)

農舎、トラック、最高速度が35km/h未満のトラクター、自己所有のトラクターのトラクターアタッチメント など



お問い合わせ・申告先

新潟市 資産税課 償却資産係

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階

電話 025-226-2277 (直通)

E-mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

利用権の更新手続きをお忘れなく！

農業経営基盤強化促進法による利用権設定をされた農地のうち、令和4年3月末で契約が終了する農地の貸し借りを続ける際は、契約更新の必要があります。契約期間が過ぎると耕作する権利が所有者に戻ります。該当の方々にはお知らせを出しています。

新しく農地の貸し借りをする際は申出書が必要ですので、南区農業委員会事務局へお問い合わせください（電話：025-372-6785）。

👉 ご注意ください！

更新の場合であっても、1月25日(火)を過ぎた申し出については新規の契約として取り扱います。

月	申出契約締切日	定例総会日	公告日
12月	12月23日(木)	1月31日(月)	2月15日(火)
1月	1月25日(火)	2月28日(月)	3月14日(月)

農地の転用には許可が必要です！

農地転用とは？

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場等農地以外の用地に転換することです。農地を一時的に資材置場等に利用する場合も転用になります。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者
4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用を行うもの (農地所有者)
5条	農地を転用するため売買等を行う場合	売主 (農地所有者) 買主 (転用事業者)

市街化区域内の農地転用は？

市街化区域内の農地転用は、農業委員会に届け出を行えば許可は不要です。

お問い合わせ先 南区農業委員会農地係 ☎372-6791

令和4年4月1日に農業委員会は統合します！

令和4年4月1日、現在新潟市内に6つある農業委員会は統合し「新潟市農業委員会」となります。これに伴い南区農業委員会は「新潟市農業委員会 南区事務所」となります。証明の発行、農地法関係の許可申請や届け出など、取り扱う業務に変更はありません。なお、4月1日以降は複数の地区にある農地も区事務所で届け出ができます。



農業者年金 へは…

国民年金
第1号
被保険者

国民年金保険料
納付免除者を除く。

年間
60日以上
農業に従事

60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金は少子高齢化に強い積立方式・確定拠出型年金です。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。
また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。



農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

☆毎週金曜日発行 (月4回)

☆月額700円

☆3ヶ月間の試読(無料)もできます。

どこでも読める電子版も配信中!

☆毎週金曜日、午前9時に配信

お手持ちのスマートフォン、タブレット、パソコンで
全国農業新聞の紙面をそのままご覧いただけます。

